

# [平成29年度第3回]佐渡市地域自立支援協議会 相談支援部会報告①

開催日時	平成29年度第1回:平成29年 5月30日(火) 平成29年度第2回:平成29年10月18日(水) 平成29年度第3回:平成29年11月13日(月)
出席者	障がい者就業・生活支援センターあてび、佐渡市子ども若者相談センター、愛らんど、新潟県新星学園、佐渡地域振興局健康福祉環境部、さど、はまなすの家、佐渡市社会福祉課障がい福祉係、こもれび
課題	1. 相談支援・障がい福祉サービス事業所初任者研修の実施について 2. 相談支援事業所の24時間体制について 地域生活支援拠点の整備について 3. 相談支援体制の強化について 4. 各障がい計画について
主な協議事項	1. 相談支援事業所の24時間体制について 地域生活支援拠点の整備について 2. 相談支援体制の強化について

## 1. 相談支援事業所の24時間体制について 地域生活支援拠点の整備について

### 【協議内容及び課題】

地域生活支援拠点の整備において、24時間365日の相談窓口の設置が求められているが、現状は夜間対応が出来ている事業所は少ない。個別ケースについては各職員対応をせざる得ないケースもある。各事業所は人員も限られている中で、すぐに導入は困難であるため、今後、具体的な仕組みづくりの検討が必要。

### 【検討結果】

市の相談窓口である「基幹相談支援センター」において、相談を受けることが可能である。しかし、相談支援事業所で関わりがある障がい者については、各相談支援事業所へ連絡が必要となる場合があるため、夜間連絡体制の仕組みづくりを今後、検討していく。

## 2. 相談支援体制の強化について

### 【協議内容及び課題】

年々、基本相談の件数が増えてきている。障がい福祉サービスの浸透と各相談支援事業所等が認知されてきた影響もある。以前に比べて、障がいの重度化や多様化、支援者の高齢化により本人への支援が必要なケースも今後、増えていく。相談体制の強化が必要。

### 【検討結果】

困難事例等については各相談支援事業所等と研修会を通じ、情報を共有するとともにその個人に対しての最適な支援方法が取れるよう引き続き、努めていく。

障がい者の高齢に伴い、65歳以上は介護保険サービスへのスムーズな移行が出来るようケアマネージャー等と更なる連携が必要。

### 【研修会等の実施】

#### ◆相談支援専門員、障がい福祉サービス事業所(緊急対応職員含む)のスキルアップ

日常の職務の遂行を通じたOJT、緊急事例に基づいた研修会を定期開催し、困難事例の具体的な対応方法等の周知(社会福祉の基礎等含む)を進めていく。

# [平成29年度第3回]佐渡市地域自立支援協議会 相談支援部会報告④

今後の取組	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 相談支援事業所の24時間体制について 地域生活支援拠点の整備について</li><li>2. 相談支援体制の強化について</li></ol>
協議会での検討事項	<u>ア. 相談支援事業所の24時間体制について</u>

# 【資料】佐渡市地域生活支援拠点の整備

## ■目的

□障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい児・者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう地域全体で支える切れ目の無いサービス提供体制の構築を図る。

□24時間365日途切れなく地域で暮らす障がい者やその家族に寄り添える、地域連携型で、法人の垣根を越えて、中立性を保持し、誰もが安心して相談できる体制の構築を目指す。

## ■地域生活における喫緊の課題

- ①本人の高齢化・重度化 ⇒ 介護者負担大
- ②家族の高齢化 ⇒ 介護力が低下し、生活基盤となる暮らしの場が不安定に
- ③親族等の頼れる者の減少 ⇒ 介護者の突発的な病気・けが等のリスクが高まる

## ■地域生活支援拠点等の必要性

可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らしていくための新たな障がい福祉施策



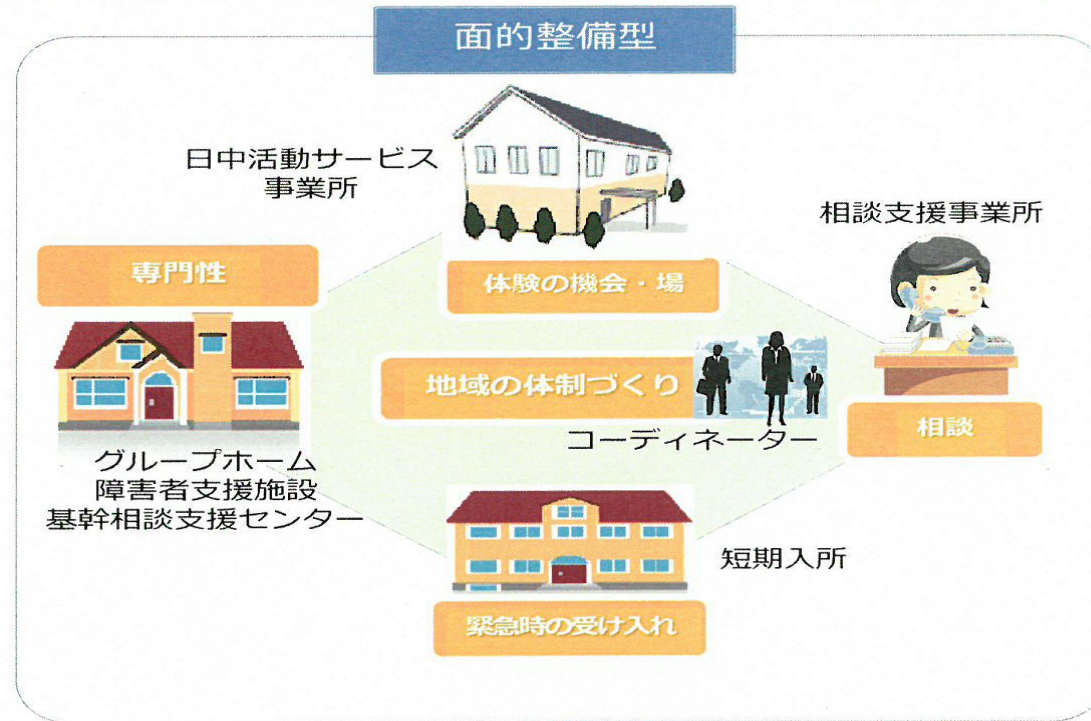
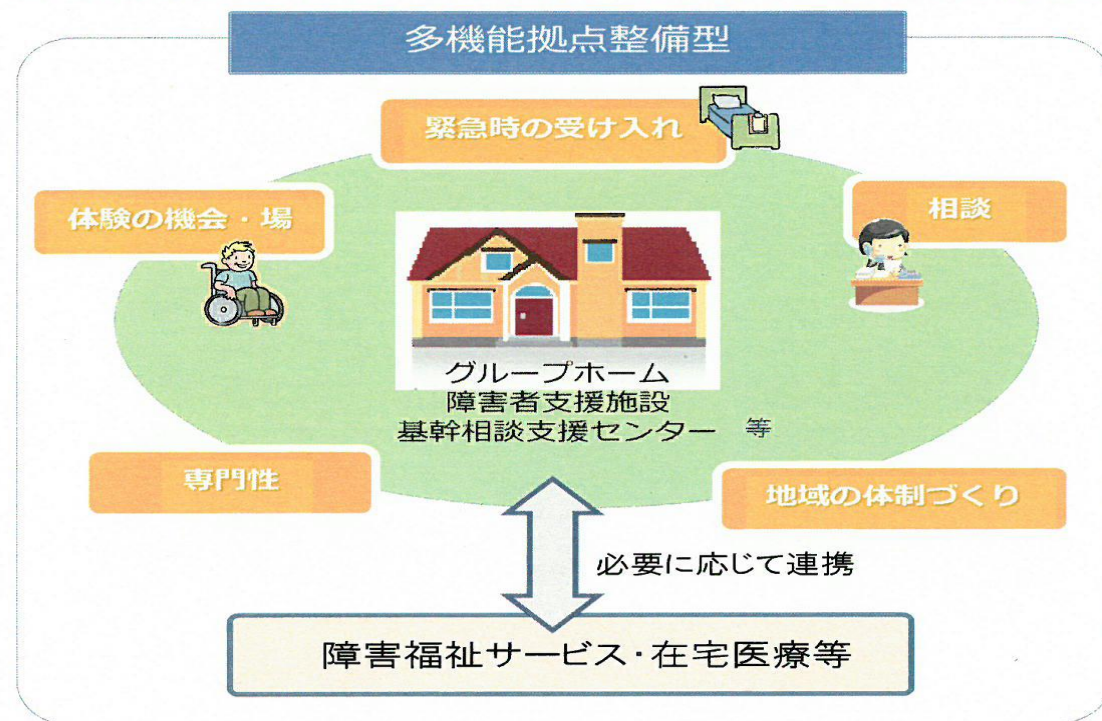
**「地域生活支援体制」が求められている。**

## 地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●**地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）** ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



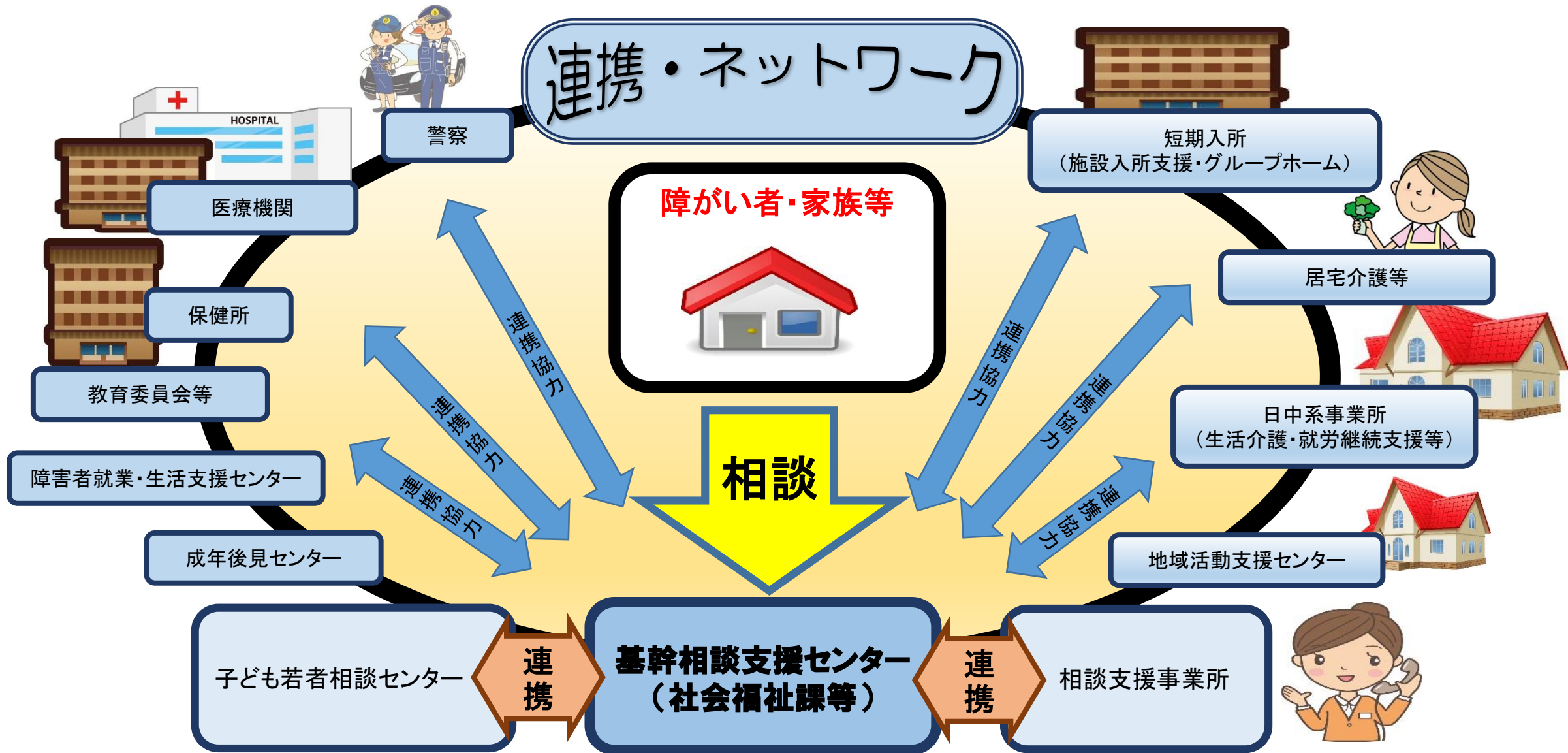
## 多機能型・連携型の各問題点

	多機能拠点整備型 (グループホーム併設等機能集約型)	面的整備型 (地域において機能を分担して担う)
メリット	<ul style="list-style-type: none"><li>・運営管理が行いやすい</li><li>・専門職員育成がしやすい</li><li>・支援ネットワーク不要</li><li>・グループホーム定員10名⇒20名まで可</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・現在のサービスの有効活用</li><li>・財政負担が少ない</li><li>・連携による3障がい対応</li><li>・支援規模の拡大が容易</li><li>・夜間等支援負担が分散</li></ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設整備の財政負担大</li><li>・建設地の確保に課題</li><li>・実施法人の夜間等負担有</li><li>・専門性が偏る</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・運営管理が困難</li><li>・ネットワーク構築が難しい</li><li>・情報共有が困難</li><li>・各機関連携による配置は職員育成に時間を要し各法人に熟練した職員が必要</li></ul>

多機能拠点整備型の早期整備は困難、当面は面的整備型により対応し、課題を整理する。

# 地域生活支援拠点等整備の面的整備型のイメージ図

連携・ネットワーク





## 基幹相談支援センターの役割

配置職員：社会福祉士・精神保健福祉士・相談支援専門員・保健師等

### ①総合相談・専門相談

- ワンストップ相談窓口(3障がい(身体・知的・精神)に対応)
- 支援困難事例(強度行動障害・触法障害者等)対応、事業者への助言・指導
- 地域の相談支援専門員の人材育成 ●サービス等利用計画の確認・評価

### ②地域の相談支援体制の強化

- 関係機関連携に関する取り組み ●専門的指導・助言
- 人材育成支援 ●佐渡市地域自立支援協議会(事務局・本会等)運営

### ③地域移行・地域定着の促進の取り組み

- 地域生活体制整備に係るコーディネート ●ネットワークづくり

### ④権利擁護・虐待防止の取り組み

- 成年後見制度利用支援 ●法人後見、市民後見体制整備
- 障害者虐待防止センター事業 ●実態把握・普及啓発

## 相談支援事業所の役割

配置職員：相談支援専門員

### ①佐渡市障害者相談支援事業(地域生活支援事業)

- 福祉サービスの利用援助
- 社会資源を活用するための支援
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 専門機関の紹介及び連携調整
- 地域ニーズの把握
- 佐渡市地域自立支援協議会運営(各種専門部会)

### ②住宅入居等支援事業(住宅サポート事業)

### ③障害福祉サービス等利用計画作成等事業(自立支援給付)

連携  
連絡  
同行

助言  
指導

研修等

## 連携

圏域センター

子ども若者相談センター

基幹相談支援センター

相談支援事業所

保健所

障害福祉サービス事業所

ハローワーク

関係機関  
連携・協力  
体制構築

警察

障害者就業・生活支援センター

教育委員会・教育機関等

医療機関

民生委員児童委員

成年後見センター

障がい者・家族等

# 相談体制

- 「親亡き後」の問題は現時点でも起き始めている課題であり、障がい者の日常生活を24時間途切れのない相談体制で支援し、地域で身近な支援拠点等となるよう、24時間365日対応の相談窓口の構築を検討する。

## 24時間365日対応の相談窓口創設に向けて検討



# 夜間対応の検討

## ・適切な夜間職員の配置に係る検討について

問題①	問題②	問題③
佐渡市・事業所等職員数不足	適切な人員確保困難	的確なニーズを確認出来ない状況での人員増加は困難

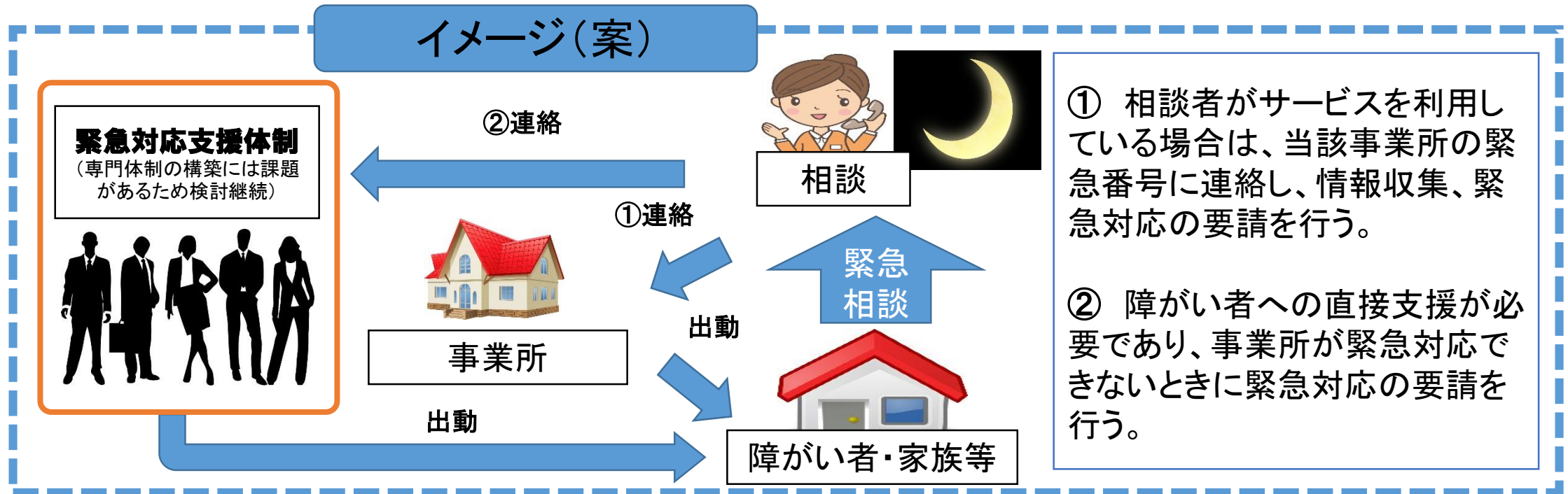


## 無理なく持続可能な支援体制構築の検討

- ◎夜間帯等の相談支援のニーズを検証しながら、段階的に開所時間延長等を含め検討する。
- ◎相談ニーズの検証
- ◎「どこに相談したらよいかわからない」に対応するため、夜間・休日を問わず、電話での相談に対応する「とりあえず相談(仮)」の運用が実施可能か検討
  - ・夜間受付電話番号に相談員用携帯電話を使用するかについて検討する。
  - ・相談員用携帯電話を公開した場合、持続可能な支援体制継続は困難となる恐れがある。
  - ・夜間の相談についても、午後9時以降は殆ど無いと想定される。
  - ・「基幹相談支援センター」と「相談支援事業所」等の役割について検討する。

# 緊急対応支援体制の構築

- 平成29年度については「基幹相談支援センター」「相談支援事業所」等の連携体制で対応検討
- 障がい者の自宅等の現場確認
- 一時保護における見守り
- 短期入所までの送迎等直接支援
- 緊急対応支援を実際に対応する機関の体制構築には課題が多く検討継続



# 夜間等の精神障がい者等への対応について

- ・ 相談窓口は主に福祉関係職員となるため医療面の判断は困難。
- ・ 福祉的支援を基本とし支援体制の検討を進める。
- ・ 精神症状に起因する医療機関への連絡等については検討継続する。

【課題】現在、措置入院以外で精神障がい者を受け入れる医療機関確保の見込は、非常に困難である。

